

創業に関する制度融資のご案内

群馬県信用保証協会は、中小企業の皆さんが金融機関から事業資金を借入する際、「信用保証」という公的な保証を行って、資金繰りをサポートする公的機関です。信用保証業務のほかにも、金融・経営相談及び各種支援業務を行っています。

創業者に対する制度融資や相談・支援業務も行ってまいりますので、お気軽にご相談ください。

創業者を金融面でサポートする各種保証制度を紹介いたします。

創業前または創業直後だけでなく、創業後5年未満であればご利用できる制度もございます。

【保証協会独自の創業者向け融資制度（国の保証制度）】

創業等 関連保証	対象者	次のいずれかに該当する方 1 借入金額と同額以上の自己資金を有し、1ヶ月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有する、事業を営んでいない個人の方 2 借入金額と同額以上の自己資金を有し、2ヶ月以内に新たな会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する、事業を営んでいない個人の方 3 新たな会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する、中小企業者である会社（分社化） 4 事業開始後5年未満の個人の方（当該事業を開始した日前に事業を営んでいなかった方に限ります） 5 設立後5年未満の会社（当該設立の日前に事業を営んでいなかった個人により設立された会社、又は他の会社とその事業の全部もしくは一部を継続して実施しつつ新たに設立した会社に限ります）
	融資限度額	1,500万円
	融資期間	10年以内（据置期間1年以内）
	担保	不要
	保証人	法人代表者のみ
	融資利率	金融機関所定利率
	保証料	0.7%
創業 関連保証	対象者	次のいずれかに該当する方 1 1ヶ月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有する、事業を営んでいない個人の方 2 2ヶ月以内に新たな会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する、事業を営んでいない個人の方 3 事業開始後5年未満の個人の方（当該事業を開始した日前に事業を営んでいなかった方に限ります） 4 設立後5年未満の会社（当該設立の日前に事業を営んでいなかった個人により設立された会社に限ります）
	融資限度額	1,000万円（再挑戦支援保証と合算）
	融資期間	10年以内（据置期間1年以内）
	担保	原則として不要
	保証人	原則として法人代表者以外不要
	融資利率	金融機関所定利率
	保証料	0.7%

【群馬県創業者・再チャレンジ支援資金】

A タイプ	対象者	創業後5年未満の中小企業者であって、次のいずれかに該当する方 1 創業した業種と同一の業種に属する企業に3年以上勤務した経験を有する方及び同等の経験を有すると認められる方 2 法律に基づく資格を有する方で、その資格を生かして事業を営んでいる方 3 国、自治体等が実施する創業者向けセミナーを修了し、事業を営んでいる方 4 県産業支援機構、県内各商工会議所又は県商工会連合会の支援を受け、事業の安定・拡大に取り組む方 創業等関連保証、創業関連保証と併用することも可能です（上記参照）
	融資限度額	B・Cタイプと合わせて4,500万円（うち運転資金2,500万円）
	融資期間	運転資金：5年以内（うち据置期間1年以内） 設備資金：10年以内（うち据置期間2年以内） 23年度は上記の据置期間を1年延長します。
	担保	原則として不要
	保証人	原則として法人代表者以外不要
	融資利率	責任共有対象の場合1.75%以内 責任共有対象外の場合1.7%以内（23年度）
	保証料率	創業等関連保証又は創業関連保証に合致する場合は、0.7% それ以外の場合は、適用する信用保険等により異なります（裏面の「保証料率について」参照）

B タイプ	対象者	次のいずれかに該当する方 1 1ヶ月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有する、事業を営んでいない個人の方 2 2ヶ月以内に新たな会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する、事業を営んでいない個人の方 3 新たな会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する、中小企業者である会社(分社化) 4 事業開始後5年未満の個人の方(当該事業を開始した日前に事業を営んでいなかった方に限ります) 5 設立後5年未満の会社(当該設立の日前に事業を営んでいなかった個人により設立された会社、又は他の会社とその事業の全部もしくは一部を継続して実施しつつ新たに設立した会社に限ります) 創業等関連保証又は創業関連保証を付すことが条件となります(表面参照)
	融資限度額	1,500万円(A・Cタイプと合わせて4,500万円 Cタイプと合わせて1,500万円) 但し、対象1及び2の方については ・創業等関連保証を付した場合、自己保有資金と同額までが限度額となります。 ・創業関連保証を付した場合、1,000万円が限度額となります。
	融資期間	運転資金：5年以内(据置期間1年以内) 設備資金・運設資金：7年以内(据置期間1年以内) 23年度は上記の据置期間を1年延長します。
	担保	不要
	保証人	法人代表者のみ
	融資利率	責任共有対象外 1.7%(23年度)
	保証料	0.7%

再チャレンジする方を対象とした「Cタイプ」もございます。詳細は保証協会までご確認ください。

必要書類

- 金融機関所定の融資申込書・保証協会所定の保証申込書
- 事業計画の内容を証明する書類(工場等の新築、増改築などの設計図、見積書の写し/機械装置、器具備品などのカタログ、見積書の写し等)
- 中小企業者として事業に着手し、創業後5年未満であることを証する書類(法人の場合は商業登記簿謄本(写しも可)、個人の場合は税務署等へ提出した事業開始届の写し/創業に着手したことが客観的に分かる資料として工場・事務所等の賃貸借契約書等の写しなど)
- 【Aタイプに限る】経歴証明書(任意様式。申請者(個人の場合は本人、法人の場合は代表者)の住所・氏名、勤務期間(表記：年月から年月まで)及び業務内容の記載、並びに、その証明となる勤務していた企業の署名捺印がある書類)法律に基づく資格を証する書類の写し、セミナーの修了証の写し、県産業支援機構・県商工会議所又は県商工会連合会の発行する確認書、公的金融機関等が認定する資格等を証する書面
- 定款の写し、決算書の写し、申告書の写し、建築確認通知書の写し、許認可証等の写し(該当する場合に限る)
- 県税事務所長が発行する県税の納税証明書(県外企業の場合には、直近の事業年度に係る所得税又は法人税の納税証明書とする)、市町村住民税の納税証明書
- その他保証協会や金融機関から必要に応じ書類をお願いすることがあります(住民票、不動産所有状況を証する書類等)

群馬県創業者支援資金の「県産業支援機構・商工会議所・商工会連合会支援要件」について

県創業者支援資金Aタイプの「県産業支援機構・商工会議所・商工会連合会支援要件」は、県産業支援機構・商工会議所・商工会連合会(以下「支援機関」)金融機関及び保証協会が連携し、お客様の資金調達をサポートいたします。

相談から融資までの流れ

本要件により融資を受けることを希望する場合、[支援機関から創業、事業の安定・拡大等に係る指導・助言を受け、創業・経営計画書\(保証協会指定様式、ただし代替可能\)を作成](#)してください。

計画書を保証協会及び金融機関に直接持参し提出してください。

【添付書類】法人：商業登記簿謄本写し、決算書写し2期分(ある場合)許認可証写し

個人：申告書写し2期分(ある場合)許認可証写し

個人情報に係る同意書を除き、既に協会に提出している場合は添付を省略できます。なお、正式申込時には、別途提出いただく書類があります。

支援機関、金融機関及び保証協会とで連絡を取り合い、事前審査を行います。

事前審査を経て、申請に基づき支援機関から「確認書」が発行されます。

金融機関で正式な融資申込手続きを行ってください。

保証料率について 責任共有制度の対象となる保証については、原則として、負担していただく保証料は少なくなりました。通常利用される一般保証は、「弾力化対象・責任共有対象」の料率が適用となりますが、小口零細企業保証、求償権消滅保証等を利用する場合には、「弾力化対象・責任共有対象外」の料率が適用となります。また、創業者支援資金タイプAを利用する場合、県制度割引を行います。

区分	第9区分	第8区分	第7区分	第6区分	第5区分	第4区分	第3区分	第2区分	第1区分
【県制度割引】弾力化対象・責任共有対象	0.373	0.498	0.664	0.83	0.98	1.18	1.38	1.58	1.73
【県制度割引】弾力化対象・責任共有対象外	0.40	0.56	0.72	0.90	1.15	1.40	1.60	1.80	2.00

創業等関連保証・創業関連保証の保証料率は、0.7%となります。県制度割引はありません。

このほか、中小企業会計割引(0.1%)がございます。

保証協会では、金融・経営相談会を開催しているほか、創業支援担当者による窓口相談も行っています。お気軽にお問い合わせください。

【問い合わせ先】保証統括部企業支援課 TEL 027-219 6003